



ASEAN 最新事情ウェビナー

「インドネシアの移転価格税制と最近の税務調査事例」

国際機関日本アセアンセンター

インドネシアにおいて、移転価格文書化を義務付ける財務省規則(PMK213)が 2016 年末に発行されて 3 年半が経過しました。当規則の特徴として、移転価格文書の作成が必須となる金額基準が日本などと比べると低いこと、また作成期限が決算日から 4 か月以内と大変短いことが挙げられます。当初は、会社によっては日本本社でも作成したことがない移転価格文書を当地で短期間に作成することに混乱もみられましたが、時間が経つにつれ文書作成自体には対応ができていく企業も増えてきたと思われます。一方で、インドネシアで頻繁に行われる税務調査において、移転価格が論点として扱われるケースが増加してきており、文書の不備により多額の追徴課税を要求されることも散見されるようになってきました。

そこで、日本アセアンセンターでは、インドネシアで多数の移転価格文書化対応、税務調査、税務裁判対応に関する実績をもつ PT. Phoenix Strategy Indonesia 取締役の大庭氏よりインドネシアの移転価格税制と最近の税務調査事例について解説するウェビナーを開催します。本ウェビナーでは、まず、インドネシアにおける移転価格税制の概況についてお話していただき、その後、最近の税務調査における指摘事例や対応策についてご紹介いただきます。

皆様のご関心に可能な範囲で対応したいと思いますので、皆様のご関心事項/ご質問を申し込みの際にご記入ください。皆様の参加をお待ちしております。

日時	2020 年 9 月 15 日(火) 14 時 00 分～15 時 00 分
会場	オンライン ZOOM
講師	PT. Phoenix Strategy Indonesia 取締役 大庭和成
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ASEAN 地域に進出済み/進出検討中の企業の方 主に企画・海外部門・法務・税務等を担当されている方を対象
定員	200 名
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 https://data.asean.or.jp/form/seminar/app_seminar.aspx?id=14421426 申込者には受講に必要な情報を送信いたします。
問合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資クラスター TEL: 03-5402-8006 https://www.asean.or.jp/ja/invest/

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。